

○西紋別地区環境衛生施設組合職員の分限及び懲戒に関する条例

〔昭和50年4月1日〕
条例第10号

改正 平成12年 3月27日 条例第3号

令和 2年 3月24日 条例第1号

令和 2年 3月24日 条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第29条第4項の規定に基づき、職員に適用される分限及び懲戒に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

(降任及び免職の手續)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第1号（勤務成績の不良）の規定により職員を降任し若しくは免職する場合は、勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、勤務成績の不良なことを確認しなければならない。

2 任命権者が、法第28条第1項第2号（心身の故障）の規定により職員を降任若しくは免職する場合は、医師2名を指定して、あらかじめ診断を行わせ、その職員が職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことを確認しなければならない。ただし、その職員が診断を拒否した場合は、この限りでない。

3 任命権者が、法第28条第1項第3号（適格性の欠除）の規定により職員を降任若しくは免職する場合は、他の職に勤務換えさせてもなお適格性を欠くと認める場合に限るものとする。

4 法第28条第1項第4号（廃職、過員）の規定により、職員を降任若しくは免職する場合は、原則として一般に退職希望者を募り、これに応ずる者がいない場合に限るものとする。

(降任者の給料)

第3条 法第28条第1項各号の規定により降任した職員の給料は、西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例（昭和50年条例第5号）第2条（給料）の規定に基づき、その職員が新たに属する職務の責任に応じて定める。

(休職の手續)

第4条 任命権者が、法第28条第2項第1号（長期の休養）の規定により職員を休職する場合は、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせ、その職員が長期の休養を要することを確認しなければならない。

2 任命権者は、法第 28 条第 2 項第 2 号（刑事事件の起訴）の規定により職員を休職させる場合は、その職員が起訴されたことを裁判所につき確認しなければならない。

（処分の通知）

第 5 条 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

（休職の期間）

第 6 条 法第 28 条第 2 項第 1 号（長期の休養）の規定に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じ、3 年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定により定めた休職の期間が 3 年に満たない場合には、その休職を発令した日から引続き 3 年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

3 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

4 法第 28 条第 2 項第 2 号の規定に該当する場合における休職期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

5 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは、「法第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（休職の効果）

第 7 条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2 休職者の休職期間中の給与については、西紋別地区環境衛生施設組合職員の給与に関する条例の定めるところによる。

（懲戒の手続）

第 8 条 任命権者が、法第 29 条第 1 項各号（懲戒）の規定により職員を懲戒処分しようとする場合は、その職員及び関係者その他適当と認める者の意見を聞くなど適正を期さなければならない。

2 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

（懲戒の効果）

第 9 条 懲戒の効果は、次に掲げるとおりとする。

(1) 戒告 戒告書を手交し、将来を戒める。

(2) 減給 1 箇月以上 6 箇月以下、給料月額（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、興部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 18 号）第 17 条第 1 項から第 3 項までに規定する報酬の額）の給料の 10 分の 1 以下を減ずる。

(3) 停職 1 箇月以上 6 箇月以下職務に従事させず、その期間中いかなる給与も支給しない。

(4) 免職 その職を失わしめ、退職によって生ずる諸給与は、これを支給しない。

(失職の例外)

第 10 条 任命権者は、車両事故等により法第 16 条第 1 号の規定に該当するに至った職員のうち、その罪が職務上の過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとする事ができる。

2 前項の場合において、当該刑の執行猶予が取り消されたときは、その日においてその職を失うものとする。

(委任)

第 11 条 この条例に関し必要な事項は、組合長が別にこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 27 日条例第 3 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 24 日条例第 1 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 24 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。